

派遣労働者事業のマージン率等の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

当社における情報提供項目を下記の通り公開いたします。

記

2023 年度における労働者派遣の実績およびマージン率

派遣労働者の数	3 人
派遣先の数	4 社（対象事業年度における総数）
マージン率	36.1 %
派遣料金の平均額	38,765 円（1 日 8 時間あたり換算）
賃金の平均額	24,776 円（1 日 8 時間あたり換算）
教育訓練に関する事項	安全衛生教育、タービン・ポンプ等分解組立研修、作業指揮者研修、資格取得教育他

《マージン率の計算式》

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第 2 位以下の端数を四捨五入する。）

なお、マージンには以下の費用などが含まれております。

社会保険料等の事業主負担分	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等
有給・慶弔休暇費用	年次有給休暇及び慶弔休暇取得時に係る賃金（派遣先からは徴収できません）
会社運営に係る経費	健康診断、研修費、営業、就業管理費用等、事業運営にあたる労働者の人件費、および通信費をはじめとする諸費用
営業利益	派遣料金から賃金、社会保険料、有給・慶弔休暇費用、社会運用費用を差し引いた利益

教育訓練に関する事項 建設業講習会、各種技能講習受講

労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無 有
労使協定の対象となる労働者の範囲 期間を定めないで雇用される派遣労働者
労使協定の有効期間 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

以 上